

神奈川県県土整備局建設リサイクル資材評価実施要領

平成19年11月30日技管第133号

改正	平成20年11月10日技管第181号	改正	平成22年4月1日技管第20号
改正	平成23年6月1日建リ第4号	改正	平成24年1月20日建リ第44号
改正	平成24年5月22日建リ第36号	改正	平成25年4月1日建リ第1号
改正	平成28年4月1日建リ第1号	改正	平成30年3月27日建リ第124号
改正	平成31年2月28日建リ第1522号	改正	令和元年6月21日建リ第1151号
改正	令和3年3月12日建リ第1204号		

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか県土整備局公共工事グリーン調達基準（以下「グリーン調達基準」という。）の3(3)に基づく認定等の実施に関し必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設リサイクル資材 グリーン調達基準の別表第7に定める認定対象品目のうち「再生骨材等」を除く資材をいう。
- (2) 製造者 建設リサイクル資材の製造を行う者をいう。
- (3) 販売者等 建設リサイクル資材の販売に携わる者及び当該建設リサイクル資材の製造を行う者をいう。
- (4) 申請者 第3条の認定を受けようとする製造者又は販売者等をいう。

(認定の要件等)

第3条 県土整備局長は、建設リサイクル資材のうち、次の各号に掲げる要件にいずれにも該当すると認めるときは、建設リサイクル認定資材（以下「認定資材」という。）として認定することができる。

- (1) グリーン調達基準の別表第8に定める認定対象品目の評価基準（以下「評価基準」という。）に適合すること。
- (2) 建設資材として利用することが妥当であること。
- (3) 再生資源を含有しない資材に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出等環境負荷が著しく増大しないこと。

(建設リサイクル資材の募集)

第4条 建設リサイクル資材の募集は、別に期間を定めて行う。

(申請等)

第5条 申請者は、第4条の募集の期間内に、建設リサイクル資材認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて県土整備局長に申請しなければならない。

- (1) 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行ったもの。）
- (2) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料
- (3) 再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）
- (4) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙3）
- (5) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前3箇月以内に行つたもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し
- (6) 製造工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資

材の製造工程の概要等の資料

- (7) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
 - (8) 品質管理体制に係る資料
 - (9) 製造工場がJIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）マーク製品の製造がなされている工場においては、その認定書の写し
 - (10) 國際標準化機構が定めた規格（以下「國際規格」という。）ISO9001認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
 - (11) 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙2）
 - (12) グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボード又は再生集成材・合板の評価基準に掲げる再生資源以外の木質材料を用いた資材は、その合法性及び持続可能性を証明する資料
 - (13) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
 - (14) 生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、その証明書の写し
- 2 申請者が、当該申請の一部又は全部を取り下げようとするときは、建設リサイクル資材認定申請取下げ書（第2号様式）を提出しなければならない。
- 3 申請者は、第1項の申請にあたって、試験結果のねつ造、事実と異なる申告等の不誠実な行為をしてはならない。

（申請者の欠格事由）

第6条 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当する場合は、申請者になることはできない。

（認定等）

- 第7条 県土整備局長は、第3条の認定にあたり、神奈川県国土整備局建設リサイクル資材評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聞くことができる。
- 2 県土整備局長は、第3条の規定により認定をしたときは、申請者に対し、神奈川県国土整備局建設リサイクル資材（更新）認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。
 - 3 認定の有効期間は、認定証の交付の日から5年とする。ただし、申請者から5年に満たない期間を指定して申請があった場合は、その期間に短縮することができる。
 - 4 第2項の規定により認定証の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた旨の表示を当該認定資材に付すことができる。
 - 5 評価基準の変更により、評価委員会の意見を聴いた上で評価基準に適合しなくなったと認めた認定資材については、従前の認定の効力を失うものとし、県土整備局長は、その旨を当該認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。
 - 6 県土整備局長は、認定資材の利用により生じた損害に対する責任を負わない。

（認定の更新）

第8条 認定事業者は、認定の有効期間を経過した後も引き続き認定資材の効力を存続させようとするときは、有効期間の満了する日の120日前から30日前までの間に、建設リサイクル資材認定更新申請書（第4号様式）に次の書類を添えて更新の申請をしなければならない。

- (1) 公的試験機関が行う環境に対する安全性に係る試験結果（申請日前1年以内に行ったもの。）
- (2) 再生資源の含有率の根拠となる計算式等の資料
- (3) 再生資源利用状況報告書（第1号様式別紙1）
- (4) 建設リサイクル資材の供給区域の申告書（第1号様式別紙3）

- (5) 公的試験機関が行う品質・性能に係る試験結果（申請日前1年以内に行ったもの。）又は適合する規格に係る認定書の写し
 - (6) 製造工場の全体配置図及び写真、再生資源及び申請資材の保管場所、申請資材の製造工程の概要等の資料
 - (7) 法人の登記事項証明書の写し（申請日前3箇月以内のもの。）
 - (8) 品質管理体制に係る資料
 - (9) 製造工場がJISマーク製品の製造がなされている工場においては、その認定書の写し
 - (10) 國際規格ISO9001認証取得工場においては、認証の写し及び認証の範囲を示す書類
 - (11) 申請者以外が製造した再生資源を用いた資材は、再生資源納入証明書（第1号様式別紙2）
 - (12) グリーン調達基準の別表第8に定める再生木質ボード又は再生集成材・合板の評価基準に掲げる再生資源以外の木質材料を用いた資材は、その合法性及び持続可能性を証明する資料
 - (13) その他公的団体の認証評定取得工場においては、証明書類の写し
 - (14) 資材を生産・販売するにあたって法令に関する証明が必要な場合は、その証明書の写し
- 2 第3条、第5条第3項、第6条及び前条第2項から第6項までの規定は、前項の更新の申請について準用する。この場合において、第7条第3項中「認定証の交付の日」とあるのは「有効期間の満了日の翌日」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の更新の申請があった場合において、認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する審査が終了しないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその審査が終了するまでの間は、なおその効力を有するものとする。

（認定事業者の責務）

第9条 認定事業者は、当該認定資材が評価基準に適合するように、品質の維持管理に努めなければならない。

- 2 認定事業者は、前年度の認定資材の状況（認定を受けた年度の認定資材の状況を除く。）について、毎年4月末までに認定資材別の状況報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。
- 3 認定事業者は、グリーン調達基準別表第8②環境に対する安全性の規定に基づき、認定資材の試験を毎年度1回以上、公的試験機関で実施し、試験の成績書の写しを県土整備局長に提出しなければならない。ただし、認定資材のうち、公的規格等取得工場以外で製造された、再生改良土、再生バーク堆肥、再生モルタル及び再生流動性埋戻材については、別表1に基づき試験を実施し、試験の成績書の写しを県土整備局長に提出すること。

（変更届）

第10条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、建設リサイクル資材変更届（第6号様式。以下「変更届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。ただし、同時期に第8条第1項の更新の申請を行う場合は、変更届の提出を省略することができる。

- (1) 認定事業者の氏名、住所若しくは電話番号又は申請書に記載した連絡先（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号若しくは代表者の氏名又は申請に記載した連絡先）
- (2) 再生資源の納入者の氏名、住所又は電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地又は電話番号）
- (3) 認定資材の製造工場の名称又は電話番号
- (4) 品質管理責任者

(廃止届・承継届)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その日から30日以内に、建設リサイクル資材廃止届（第7号様式。以下「廃止届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。

- (1) 当該認定資材の製造を止めたとき。
- (2) 当該認定資材について品質上の欠陥又は安全上の問題が生じたとき。

2 認定事業者から相続、合併又は分割等により、当該認定に係る権利を承継し、引き続き当該認定資材の製造を行おうとする者（第3条に定める要件を満たすと認められた者に限る。）は、その日から30日以内に、建設リサイクル資材承継届（第7号様式の2. 以下「承継届」という。）を県土整備局長に提出しなければならない。

3 県土整備局長は、前2項の規定により廃止届若しくは承継届の提出があったときは、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し等)

第12条 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定資材の品質上の欠陥により利用上著しい支障を生じたとき又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 認定資材が認定事業者の責めに帰すべき理由により評価基準に適合しなくなつたとき。
- (3) 第5条第1項の規定による申請に際し不誠実な行為があつたと認められたとき。
- (4) 認定事業者が第6条の場合に該当することが明らかになつたとき。

2 県土整備局長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を認定事業者に通知し、速やかに公表するものとする。

3 第1項第1号から第3号までの規定により認定が取り消された者は、取消しの通知がされた日から5年を経過した後でなければ、第5条第1項の申請ができないものとする。

(認定の効力停止)

第13条 県土整備局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、6か月の範囲内で、期間を定めて認定の効力を停止することができる。

- (1) 認定資材が評価基準に適合しないおそれがあると認められるとき。
- (2) 認定事業者が第9条第1項の品質の維持管理を怠つたとき。
- (3) 認定事業者が第9条第2項の報告書の提出を行わなかつたとき又は報告書に虚偽の記載を行つたとき。
- (4) 認定事業者が第10条又は第11条第1項の規定に違反して変更届又は廃止届をしなかつたとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による認定の効力停止について準用する。

(立入検査等)

第14条 県土整備局長は、この制度の運用に必要な限度において、申請者、認定事業者又は再生資源を申請者に供給する者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により申請のあった建設リサイクル資材（以下「申請資材」という。）又は認定資材について、製造等の方法その他県土整備局長が必要と認める事項に関する報告を行い、又は試験を実施してその結果を報告すること。
- (2) その職員に、申請資材又は認定資材の製造等を行う工場等に立ち入らせ、これらの製造の状況その他県土整備局長が必要と認める事項に関し、設備、帳簿、書類その他物件の調査（以下「立入検査」という。）をさせること。

2 前項第2号の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。

(実施機関)

第15条 建設リサイクル資材の募集、認定証の交付等の事務は、県土整備局都市部技術管理課建設リサイクルグループが行う。

(その他)

第16条 この実施要領に定めるもののほか、建設リサイクル資材の認定に関し、必要な事項は、県土整備局長が別に定める。

附 則

この実施要領は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

1 この実施要領は、平成24年1月20日から施行する。

2 この実施要領の施行の際現に改正前の実施要領第3条の認定（第8条の認定の更新を含む。）を受けている建設リサイクル資材は、第7条第3項に定める当該認定の有効期間の満了するまでの間に限り、改正後の実施要領第3条の認定の規定により認定した建設リサイクル資材とみなす。

附 則

この実施要領は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係） 試験項目と試験実施回数

品目名	試験対象	試験項目	試験実施回数
再生改良土	全て	最大粒径	3箇月に1回
		C B R 試験	3箇月に1回
		土壤汚染対策法施行規則 第31条第1項及び第2項 に定める特定有害物質	3箇月に1回
再生バーク堆肥	全て	有機物の含有率（乾物）、炭素比率、陽イオン交換量、pH、水分、幼植物試験、全窒素、全リン酸、全カリ	毎年度1回以上
	肥料取締法に基づく 普通肥料の登録をし ているもの以外であ って、刈り草、剪定 枝、未利用木材、樹 皮以外の再生資源を 用いた認定資材	土壤汚染対策法施行規則 第31条第1項及び第2項 に定める特定有害物質	毎年度1回以上
再生モルタル	再生無収縮モルタル	ブリーディング、無収縮 性、圧縮強度、流動性	毎月
	再生モルタル	圧縮強度	毎月
再生流動性埋戻材	全て	最大粒径、フロー値、 ブリーディング率、 処理土の湿潤密度、 一軸圧縮強度	3箇月に1回
		土壤汚染対策法施行規則 第31条第1項及び第2項 に定める特定有害物質	3箇月に1回

備考 ① 各試験項目の規格値はグリーン調達基準別表第8による。

② 試験は毎年度1回以上、公的試験機関で実施すること。